

事業報告附属明細書

第 53 期（令和 6 年度）事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当の事項はありません。

令和 7 年 3 月

一般社団法人 日本私立医科大学協会